

「鳥屋尾末吉以下正会は職工手當より了會派發表の代り百圓發給
要 求 書

職工手當

古屋尾末吉以下正会は職工手當より了會派發表の代り百圓發給
の職工手當を發給するも内六名は職工手當並ぶるも了の代り
會派の工務員以下正会の發給を要する二月二十五日不具職工十

一 職 工

「争議参加人員 畏六名（全従業員總員六名）

至昭和十七年二月二十八日

自昭和十七年二月二十六日

「争議發生並職工手當日

「退 任 古屋尾末吉以下正会は職工手當より了會派發表の代り百圓發給

「争 議 古屋尾末吉以下正会は職工手當より了會派發表の代り百圓發給

昭和十七年三月十五日

正六 古屋尾末吉以下正会は職工手當より了會派發表の代り百圓發給

古屋尾末吉以下正会は職工手當より了會派發表の代り百圓發給

財團協調會名古屋出張所

支給すること

「藤原清吉の分

會社發表の外に預傷手當四百圓を支給すること

右に對し會社は將來に禍根を残すものとして一蹴したので職工は中
部地方評議會の應援を求め闘争をなすべく準備を進めつゝあつたの
で所轄鍋屋署並に縣調停官の斡旋に依つて二十八日左の如き條件に
て解決した。

解 決 條 件

「森尾一に對し會社發表の解雇退職手當の外に同情金として金參
拾圓支給

「鳥屋尾末吉外三名に對し解雇退職手當の外に同情金として一人
に付參拾圓宛の外に金一封（貳拾圓）支給

「藤原清吉に對し會社代表の解雇退職手當の外に預傷手當を支給
すること